

スポーツライミング競技規則 令和6年(2024年)12月12日 一部改定 新旧対照表

新	旧	改定理由
<p>第6章 抗議 (抗議審判団)</p> <p>第24条 公式競技会には、次の各号に定める競技会オフィシャルで構成された抗議審判団を組織しなければならない。</p> <p>(1) 審判長</p> <p>(2) 当該競技会の競技会オフィシャルのうち、審判長が当該抗議の処理のために必要と認められた者。なお、抗議毎に競技会オフィシャルを変更してもよいものとする。</p> <p>2 審判長が抗議の対象となる決定に関与している場合は、主任審判員がその任を負うものとする。</p> <p>(抗議に係る手続き)</p> <p>第25条 公式競技会におけるすべての抗議とそれに対する回答は、日本語で行わねばならない。</p> <p>2 抗議は、審判長または主任審判員に申し立てなければならない。ただし、主任審判員は、申し立てられた抗議を抗議審判団に速やかに付託しなければならない</p>	<p>第6章 抗議 (抗議審判団)</p> <p>第24条 公式競技会には、次の各号に定める競技会オフィシャルで構成された抗議審判団を組織しなければならない。</p> <p>(1) テクニカル・デリゲイト</p> <p>(2) 審判長</p> <p>2 審判長が抗議の対象となる決定に関与している場合は、主任審判員がその任を負うものとする。</p> <p>(抗議に係る手続き)</p> <p>第25条 公式競技会におけるすべての抗議とそれに対する回答は、日本語で行わねばならない。</p> <p>2 抗議は、抗議審判団の構成員または主任審判員に申し立てなければならない。ただし、主任審判員は、申し立てられた抗議を抗議審判団に速やかに付託しなければならない。</p>	<p>国際競技規則との整合性を図るため。</p> <p>なお、国民スポーツ大会ブロック競技会におけるテクニカル・デリゲイトは、本条項によらず「国民スポーツ大会スポーツライミング競技国スポブロック大会における本大会出場チーム決定方法に関する規定」第2条第2項に基づき常に抗議審判団に参加するものとする。</p>

第8章 ボルダー

(予選の競技順)

第72条 予選の各スターティング・グループの競技順は、次の各号の順に決定する。

- (1) 当該競技会に優先的に参加できる権利を保有する選手のうち、ボルダー種目の世界ランキングを有する選手について、当該ランキングの昇順とする。
- (2) 当該競技会に優先的に参加できる権利を保有する選手のうち、ボルダー種目の世界ランキングを有しない選手について、無作為順とする。
- (3) 当該競技会の予選会に参加した選手について、当該予選会のランキングの昇順とする。
- (4) 第1号から第3号にあてはまらない選手について、無作為順とする。

(決勝の進行)

第78条 決勝は、ラウンドの開始前に出場選手の紹介を行うものとする。

- 2 選手は、各ボルダーのアテンプトを競技順に従って行うものとする。
- 3 各ボルダーでのアテンプトの間に、3つのアテンプト・ピリオドと等しい休憩時間を設定するものとする。

第8章 ボルダー

(予選の競技順)

第72条 予選の各スターティング・グループの競技順は、次の各号の順に決定する。

- (1) ~~直近のボルダー種目の日本代表として選出され、かつ~~世界ランキングを有する選手について、当該ランキングの昇順とする。
- (2) ~~直近のボルダー種目の日本代表として選出され、かつ~~世界ランキングを有しない選手について、無作為順とする。
- (3) 当該競技会の予選会に参加した選手について、当該予選会のランキングの昇順とする。
- (4) 第1号から第3号にあてはまらない選手について、無作為順とする。

(決勝の進行)

第78条 決勝は、ラウンドの開始前に出場選手の紹介を行うものとする。

- 2 選手は、各ボルダーのアテンプトを競技順に従って行うものとする。
- ➔ 選手がアテンプトを終了した場合、当該選手はそのアテンプトの前に使用したトランジット・ゾーンとは別のトランジット・ゾーンに入

いわゆる「シード権」を保有する選手については、当該競技会において競技順についても優先するものとする。

なお、本改定は、アスリート委員会からの要請に基づき、技術委員会にて検討したものである。

2025年からの国際競技規則変更への対応
B&L 種目のボルダー決勝ラウンド同様、2名同時に競技を行う。

4 選手がアテンプトを終了した場合、当該選手はそのアテンプトの前に使用したトランジット・ゾーンとは別のトランジット・ゾーンに入り、次の選手がアテンプトを開始する。

5 すべての選手の当該ボルダーでのアテンプト終了後、全選手は次のボルダーに移るものとする。

(順位決定方法)

第90条 予選では自分が属するスターティング・グループ、準決勝および決勝では所属するカテゴリーに割り当てられた最初のボルダーで競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場 (DNS) またはその他の適切な無効成績指標とする。

2 予選では自分が属するスターティング・グループ、準決勝および決勝では所属するカテゴリーに割り当てられたボルダーで競技を行った選手に、次の各号に従ってポイントを付与するものとする。なお、各ラウンドの進行中は、その時点で選手が獲得したポイントの合計を算出するものとする。

(1) 各ボルダーにおいて、選手に対し最大25ポイントを次に従って付与する。

①ゾーン・ホールドのみコントロール (保

り、次の選手がアテンプトを開始する。

~~4~~ すべての選手の当該ボルダーでのアテンプト終了後、全選手は次のボルダーに移るものとする。

(順位決定方法)

第90条 予選では自分が属するスターティング・グループ、準決勝および決勝では所属するカテゴリーに割り当てられた最初のボルダーで競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場 (DNS) またはその他の適切な無効成績指標とする。

2 予選では自分が属するスターティング・グループ、準決勝および決勝では所属するカテゴリーに割り当てられたボルダーで競技を行った選手~~の順位は、次の各号に従って決定しなければならない。~~

~~(1) 完登したボルダー数の降順。~~

~~(2) ゾーン・ホールドを片手でコントロール (保持) した、あるいはゾーン・ホールドをコントロール (保持) することなく完登したボルダー数 (以下、「ゾーン・ポイント~~

2025年からの国際競技規則変更への対応
B&L 種目のボルダー種目同様、ポイント制に変更。

<p>持)した場合：10ポイント</p> <p>②完登した場合（ゾーン・ホールドのコントロール（保持）の有無は問わない）：25ポイント</p> <p>③①もしくは②で付与したポイントから、各ポイントを獲得するまでに終了したアテンプト数に0.1を乗じたものを差し引いたポイントを、当該選手の当該ボルダーでのポイントとする。（例：4アテンプト目で完登した場合 25ポイント－3アテンプト×0.1＝24.7ポイント）</p> <p>（2）前号に従って算出した各ボルダーでのポイントの合計値を、当該選手の当該ラウンドにおけるポイントとして付与する。</p> <p>3 選手の順位は、前項で付与されたポイントの降順で決定するものとする。</p>	<p>「+」という。）の降順。</p> <p>（3）完登までのアテンプト数の合計の昇順。</p> <p>（4）ゾーン・ポイント獲得までのアテンプト数の合計の昇順。</p>	
<p>付則</p> <p>本規則は、令和3年（2021年）1月21日から施行する。</p> <p>令和3年（2021年）3月11日 一部改定 国民体育大会リード競技規定（平成20年4月1日施行）および国民体育大会ボルダリング競技規定（平成20年4月1日施行）を廃止し、本規則第119条から第184条までを施行する。</p> <p>令和3年（2021年）4月8日 一部改定 令和3年（2021年）5月13日 一部改定 令和3年（2021年）6月3日 一部改定</p>	<p>付則</p> <p>本規則は、令和3年（2021年）1月21日から施行する。</p> <p>令和3年（2021年）3月11日 一部改定 国民体育大会リード競技規定（平成20年4月1日施行）および国民体育大会ボルダリング競技規定（平成20年4月1日施行）を廃止し、本規則第119条から第184条までを施行する。</p> <p>令和3年（2021年）4月8日 一部改定 令和3年（2021年）5月13日 一部改定 令和3年（2021年）6月3日 一部改定</p>	

令和3年（2021年）10月15日 一部改定	令和3年（2021年）10月15日 一部改定	
令和4年（2022年）3月10日 一部改定	令和4年（2022年）3月10日 一部改定	
令和4年（2022年）4月14日 一部改定	令和4年（2022年）4月14日 一部改定	
令和4年（2022年）5月12日 一部改定	令和4年（2022年）5月12日 一部改定	
令和5年（2023年）3月1日 一部改定	令和5年（2023年）3月1日 一部改定	
令和6年（2024年）4月11日 一部改定	令和6年（2024年）4月11日 一部改定	
令和6年（2024年）12月12日 一部改定		